

A 農薬の安全な取扱い方

農薬使用者に対する安全

(1) 散布前の注意

①農薬は必要な量を購入する

農薬は使用に必要な量を購入し、買い置きを控えるようにする。

②農薬のラベルを必ず読む

ラベルには、適用作物、対象病害虫・雑草の名前、使用方法などその農薬を効果的かつ安全に使用するために必要な事項が表示されているため、よく読んでおく。

③防護具を準備する

④防除器具を点検する

⑤体調を整える

散布作業の前日は栄養や睡眠を十分取るなどして体調を整え、次のような症状がある場合は散布作業は行わない。

空腹・疲労・睡眠不足・飲酒後・病後・外傷がある・妊娠中・生理中等

(2) 散布中の注意

①散布液を調製する

散布液の調製時には濃厚な農薬を取り扱うため、マスク・手袋等の防護具を必ず着用する。

②作業は涼しい時間帯に2時間とする

農薬散布は、朝夕の涼しい時間帯を選んで作業し、2時間を限度とする。やむを得ず長時間作業をする場合は、2時間につき30分の休憩をはさむ。

③農薬を浴びない工夫をする

風向きを考え、風を背にして後ろ向きに作業を進めるなど、薬剤を直接浴びないようにする。特にパイプダスターの中持ち作業は避ける。

④作業中の喫煙、飲食は避ける

やむをえない場合は、手や顔を十分洗い、うがいをし、散布場所から離れたところで休憩する。

(3) 散布後の注意

①使用後の後始末は確実に行う

使用した容器、器具はよく水洗いをする。

使い残りの農薬は他のものと区別し、必ず鍵のかかる冷暗所に保管する。

カラ容器は適切に処理する（野焼き等の禁止）。

②身体をきれいに洗い休養をとる

手や露出部を石鹸でよく洗い、うがい、洗眼をしてから風呂に入り、全身をよく洗う。

飲酒を控え、早く寝る。

作業に使用した防除衣等は、他の洗濯ものと区別して洗う。

③体調に異常を感じた時は、すぐに医師の診断を受ける

環境に対する安全

(1) 周辺住民に対する配慮

①農薬の散布する場合、周辺住民へ周知する

特に広域に一斉防除を行う場合は、ポスター、有線放送等を利用して事前に周辺住民に広報する。

散布作業中・液体が乾くまでの間は、通行人が近づくことがないように立て札を立て、注意を促す。

②農薬を散布する気象条件・時間帯に注意する

農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や、できるだけ人がいない時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意する。

③飛散が少ない剤型やノズルを使用する

粒剤、DL（ドリフトレス）粉剤等の飛散が少ない剤型の農薬及び飛散を低減するノズルを使用する。

④散布圧力を上げすぎない状態で使用する

液剤の場合、非常に細かい散布粒子の発生する高圧での使用を避けるとともに、作物とノズルとの間隔が空き過ぎないように配慮し、使用する。

⑤土壌くん蒸用のガス剤などは、刺激性のものもあるため、使用にあたっては地域住民に迷惑がかからないよう十分注意する。

(2) 魚介類への配慮

①水田では決められた止水日数を守り、水系への流出を防ぐ。

②散布前に畔の点検をするとともに、大雨が予想される場合は、あらかじめ水位を下げておく。

③隣接地又は水系に養魚池のある場合は、事前に農薬の散布について十分話し合うとともに、魚毒性の低い農薬を使用する。

(3) 養蚕・養蜂に対する配慮

①常に養蚕家、養蜂家との情報交換を行い、農薬の種類、散布方法、散布時期について調整を行う。

②養蚕地域では、粉剤を避け、ドリフトの少ない剤型・散布法を選ぶ。

残留性が短く蚕毒性の弱い乳剤又は水和剤を用いる。

③ミツバチに危害を及ぼす恐れのある時期に農薬散布が必要な場合は、ミツバチの活動が盛んな8時～12時頃を避け、夕刻、夜間、早朝に散布する。

(4) 水質汚濁の防止

D-D、チウラム、ベンチオカーブを含有する農薬を使用する場合、次のとおり使用する。

①水田以外で使用する場合、降雨により流水が生じている時や降雨により流水が生じるおそれがある時は散布しない。

②河川や浄水場に近い場所で散布する場合は、風向や農薬の飛散状況等に十分注意し、飛散の恐れがある時は使用を中止する。

③使用残りの薬液が生じないようにし、散布に使用した器具及び容器を洗浄した水は、

- 用水や河川に流出させず、散布むらの調整等に使用し、容器等は安全に処理する。
- ④土壌くん蒸に使用した場合は、表示されている処理期間の終了後、速やかに耕起等によるガス抜きを行う。
 - ⑤水稻において、ベンチオカーブを含有する農薬を使用する場合、散布日から3日間は落水又はかけ流しをしない。

作物に対する安全

(1) 薬害の発生しない使用方法

- ①使用する農薬の種類、濃度、量を守る。
- ②同一作物でも品種間で薬害の出方が異なることがあるので、新しい品種やはじめで使用する場合は小面積で試し散布する。特に、花き類は注意する。
- ③生育状況により、薬害を生じることがあるので注意する。
- ④極端な高温、乾燥などの条件では、薬害が出やすいので注意する。
- ⑤土壌の性質、条件によって薬害が出ることがある。特に、生わらなど未熟な有機物が水田中で分解し始める時に、薬害を生じることがあるので注意する。

(2) 近隣農地、農作物へのドリフト防止（Eの項を参照のこと）

農薬が周辺の他作物にかからないように、風向きに注意し、飛散しにくい剤型や散布方法を選ぶ。特に、圃場間の距離が近く、隣接する食用作物の収穫時期が近づきつつある場合には十分注意する。

- ①散布量が多くなりすぎないように、使用する農薬の量や散布区域を守る。
- ②風を利用した流し散布は行わない。また、風下に種類の異なる作物があるときは特に注意する。
- ③できるだけ作物の近く、作物だけに薬剤がかかるよう、散布方向や位置に気を付けて散布する。
- ④細かすぎる粒子のノズルは使わない、また、散布圧を上げすぎない。
- ⑤緩衝地帯の設置やシートによる遮蔽等を行う。
- ⑥旋回時等には不要なノズルを止める等、散布機の操作に注意する。

農薬の保管と管理

- (1) 残った農薬はしっかりと封をしておき、直接日の当たらない、涼しく乾燥した場所を選び、他の資材とは区別して、鍵をかけて保管する。「火気厳禁」と表示された農薬は、火気を避けて保管する。
- (2) 毒物、劇物に該当する農薬は、普通物の農薬とは別に、それぞれの保管庫を設け、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」と表示し、鍵をかけて保管する。
- (3) 農薬の小分け、容器の移し替えは絶対にしない。
- (4) 除草剤は、他の農薬と混ざったりする恐れのないよう殺虫・殺菌剤と区別して保管する。
- (5) ラベルに表示された有効期限に注意し、期限の早く切れるものから先に使用する。

病虫害発生予察情報の利用

京都府病虫害防除所では、府内に発生する主要な病虫害について、定点調査結果等に基づき、その予想発生量、防除適期、防除上の注意事項などについての情報を提供しているので、これを参考に効率的な病虫害防除に努める。

(1) 発生予察情報（農協など指導者に送付）

- ①発生予報……向こう1か月の主要な病虫害の発生状況を予想。防除上の注意事項などを記載しており、3～10月までほぼ1か月に1回発表される。
- ②注意報 ……重要な病虫害が多発生すると予想され、かつ早目に防除措置を講ずる必要がある時に発表される。（黄色の用紙で印刷）
- ③警 報……重要な病虫害が大発生すると予想され、かつ早急に防除措置を講ずる必要がある時に発表される。（赤色の用紙で印刷）
- ④特殊報 ……府内で新しい病虫害が発見された場合や、重要な病虫害の発生消長に特異的な現象が認められた場合に発表される。

(2) ホームページ

病虫害防除所ではインターネットホームページを開設し、病虫害発生予報、病虫害ワクワクツアー等の情報を提供している。

情報提供先<http://www.pref.kyoto.jp/byogai/>